

秦荘町・愛知川町合併研究会規約(案)

(設置及び目的)

第1条 秦荘町及び愛知川町(以下「2町」という。)とで合併の基本的問題等について研究協議するため、秦荘町・愛知川町合併研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 この研究会は、次に掲げる事項について研究協議または調整する。

- (1) 合併問題にかかわる調査研究に関する事項
- (2) 合併に関する基本的事項
- (3) 新町将来構想の策定に関する事項
- (4) その他合併に関し必要な事項

(組織)

第3条 研究会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 2町の町長及び助役
- (2) 2町の議会の議員各6名
- (3) 2町の職員のうち、2町の長が協議して定めた者各4名

(役員)

第4条 研究会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長及び副会長は、2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 監事は、委員の互選によって選出する。

(役員職務)

第5条 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を研究会に報告する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第7条 研究会は、必要に応じて2町の関係職員等を会議に出席させ、説明または助言を求めることができる。

(幹事及び専門部会)

第8条 研究会に提案する事項について協議または調整するため、研究会に幹事会を置く。

2 第2条各号に掲げる事項を専門的に協議または調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 研究会の事務を処理するため、研究会に事務局を置く。

2 研究会の事務局は、愛知川町に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附属機関)

第10条 研究会は、新町将来構想を策定するため、附属機関を設置することができる。

2 附属機関の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第11条 研究会の運営に必要な経費は、2町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 研究会の経費は、2町で均等に負担するものとする。

3 研究会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成15年1月 日から施行する。